

明 国 諮 第 1 号

2021 年(令和 3 年)4 月 23 日

明石市国民健康保険運営協議会

会 長 片 山 貴 文 様

明石市長 泉 房 穂



令和 3 年度における国民健康保険料
賦課限度額の改定について (諮問)

国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号) 第 11 条の規定
に基づき、明石市国民健康保険事業の運営に関する重要事項とし
て、下記事項について諮問いたします。

記

1 賦課限度額の改定

国民健康保険料の令和 3 年度の賦課限度額について、基礎
賦課限度額を 63 万円に改定すること

2 施行予定時期

公布の日